

東地申25号  
11月13日開催

## 「派出検査体制の見直しについて」の申し入れ その2

3. 派出検査は技術継承・技能伝承の場でもあることから、技術・技能の向上を目指し教育訓練を充実させ、計画的に養成を行うこと。

必要な教育・訓練は実施している。

(組合) 派出検査は技術継承の場であると認識しているが、会社の認識を明らかにすること。

(会社) 知識や技術を要する特殊な業務であり技術継承の場であると認識している。

(組合) 12時間教育が行われているが、机上教育ばかりであり、車両の知識や技術力向上になっていない。現車を使うなどの教育訓練を充実させること。

(会社) 支社としても派出の教育を行っている。

(組合) 計画的に養成されていない現状があるため、計画的に養成すること。

(会社) 代務養成、本務養成と計画的に養成していく。

**計画的に養成していくことを確認!**

4. 施策実施後の異動に関しては、本人の意向を前広に把握し、尊重すること。

異動については、就業規則に則り取り扱うこととなる。

(組合) 本人希望を尊重すること。また、異動を伴う場合は見習いなどの教育訓練を行うこと。

(会社) 面談やコミュニケーションの中で希望を把握していく考えである。必要な見習い期間を設けて教育訓練を行っていく。

5. IP無線の導入目的と配備箇所を明らかにし、訓練等で教育を行うこと。また、指揮命令系統を明確にすること。

情報伝達の迅速化が目的であり、在来線の派出所及び車両センター、運用指令に配備し、必要な教育は実施する考えである。指揮命令系統については、これまでと同様に指令の指示により対応を行うこととなる。

(組合) IP無線を導入する目的を具体的に明らかにすること。

(会社) 今施策とは別の施策であるが、情報の共有化や迅速化を目的として準備が整い次第、導入していく。配備箇所は、各派出検査に2台、本区に1台であり、指令、支社車両課にも配備していく。

(組合) 本区や支社など様々なところに配備することにより、指揮命令系統が乱れることが危惧されるため、様々な箇所から指示が来ることがないようにすること。

(会社) 本区や支社に配備する目的は、情報を共有し出動準備などが迅速にできるようにするためであり、会話には入らない。派出検査は指令からの指示に基づいて対応していく。また、現在ルールも整備しており使用方法なども含めて教育していく。

**指令からの指示に基づき対応することを確認!**

6. 施策実施以降、首都圏の安全輸送・安定輸送が確保され、即応体制がとれているのか検証すること。

引き続き状況は把握していく考えである。

(組合) ダイヤ改正以降についても検証すること。

(会社) しっかりと検証していく考えである。

7. 施策実施以降、問題が発生した際は、地本一支社間で議論すること。

具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成30年10月1日締結）」に則り取り扱うこととなる。

**団体交渉によって、今施策が対応件数の減少と要員問題に対する効率化施策であるという会社の姿勢が明らかになりました。池袋派出検査廃止により、輸送品質・サービス品質が低下することを指摘しましたが、会社は品質が低下しないということを明言しました。首都圏の車両検修体制も変化していることから、今後は首都圏総体の輸送品質・サービス品質が維持向上しているのか検証していくことが必要です!**

**車両品質・輸送品質・サービス品質が低下していないか検証していこう!**